

所得税法施行令等の一部を改正する政令要綱

一 所得税法施行令の一部改正（第1条関係）

1 ひとり親が有することとされるその者と生計を一にする子及び雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等の要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げることとする。（所得税法施行令第11条の2、第205条関係）

（注）上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。（附則第2条、第10条関係）

2 通算法人が分割型分割により通算子法人の株式等の移転をした場合又は適格株式分配に該当しない株式分配により通算子法人の株式等をその株主に交付をした場合の配当等とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額について、当該分割型分割又は株式分配の直前のその通算子法人の株式等の帳簿価額を前期期末時において当該通算子法人の有する資産及び負債の帳簿価額等を基礎として計算した当該通算子法人の簿価純資産価額に相当する金額とする等の見直しを行うこととする。（所得税法施行令第61条関係）

3 その年の前年以前9年内に確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の支払を受けた場合（令和8年1月1日以後に当該一時金の支払を受けた場合に限る。）を退職所得控除額の計算の特例の対象とすることとする。（所得税法施行令第70条関係）

（注）上記の改正は、令和8年分以後の所得税について適用する。（附則第4条関係）

4 国庫補助金等の総収入金額不算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金を加えることとする。（所得税法施行令第89条関係）

5 特定受益証券発行信託の受益権に係る元本の払戻しとして金銭の交付を受けた場合のその受益権の取得価額の計算方法等について定めることとする。（所得税法施行令第114条関係）

（注）上記の改正は、令和8年4月1日以後に行われる払戻しについて適用する。

（附則第6条関係）

6 減価償却制度について、次の見直しを行うこととする。

（1）リース資産（当該リース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和9年4月1日以後に締結されたものに限る。）の減価償却について、リー

ス期間定額法の計算の基礎となる取得価額から残価保証額を控除しないこととし、1円まで償却できることとする。(所得税法施行令第120条の2、第134条関係)

(注) リース資産のうち当該リース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和9年3月31日以前に締結されたもの(その取得価額に残価保証額が含まれているものに限る。)の減価償却について、令和8年分以後の各年分において、取得価額から既にした償却の額等を控除した金額を以後のリース期間で均等償却する方法を選定することができる経過措置を講ずる。(附則第7条関係)

(2) 所有権移転外リース取引について、目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利に係る要件を、目的資産を買い取る権利が行使されることが確実であると見込まれるものであることとする。(所得税法施行令第120条の2関係)

7 受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなつた場合の所得の金額の計算について、特定法人課税信託の要件における特定株式の発行法人の役員等と特殊の関係のある個人及び法人の範囲等を定めることとする。(所得税法施行令第197条の3関係)

8 他の者が、特定親族特別控除の適用を受けようとする居住者を、給与所得者の扶養控除等申告書等に記載された源泉控除対象親族(特定親族に限る。)として給与等又は公的年金等に係る源泉徴収の規定の適用を受けている場合(当該他の者が、その年分の所得税につき、確定申告書の提出をし、又は決定を受けた者等である場合を除く。)には、その居住者は、確定申告において特定親族特別控除の適用を受けることができないこととする。(所得税法施行令第217条の3関係)

(注) 上記の改正は、令和8年分以後の所得税について適用する。(附則第11条関係)

9 二以上の居住者の特別控除対象配偶者又は特定親族に該当する者がいずれの居住者の特別控除対象配偶者又は特定親族に該当するかの判定及び二以上の居住者の特定親族に該当する者がいずれの居住者の特定親族に該当するかの判定の方法を定めることとする。(所得税法施行令第218条の2、第219条関係)

10 確定申告において、非居住者である親族に係る特定親族特別控除の適用を受ける居住者が、当該親族の各人別に確定申告書に添付等すべき書類について、その手続の細目を定めることとする。(所得税法施行令第262条関係)

11 給与等又は公的年金等に係る源泉徴収において、非居住者である親族に係る特定親族特別控除に相当する控除の適用を受ける居住者について、当該親族の各人

別に給与所得者の扶養控除等申告書等に添付等すべき書類に係る手続の細目等を定めることとする。(所得税法施行令第316条の2、第318条、第318条の2、第319条の10関係)

12 年末調整において、非居住者である親族に係る特定親族特別控除に相当する控除の適用を受ける居住者が、当該親族の各人別に給与所得者の特定親族特別控除申告書に添付等すべき書類について、その手続の細目を定めることとする。(所得税法施行令第318条の4関係)

13 源泉徴収を要しない公的年金等の額を118万円(現行:108万円)に引き上げることとする。(所得税法施行令第319条の12関係)

(注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。(附則第12条関係)

14 利子等又は配当等の受領者の告知制度等について、利子等又は配当等の支払を受ける個人等が告知をする場合において、その告知を受ける者が、当該個人等に係る特定通知等を受けて作成された一定の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該個人等は、その告知を受ける者に対しては、個人番号の告知を要しないこととする。(所得税法施行令第336条、第342条、第348条、第350条の3、第350条の8関係)

15 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正(第2条関係)

給与等、公的年金等又は報酬等に対する源泉所得税の徴収猶予における徴収猶予限度額の計算の基礎となる配偶者控除額等の見積額について、特定親族特別控除の創設に伴う所要の整備を行うこととする。(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第9条関係)

(注) 上記の改正は、令和7年12月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用する。(附則第14条関係)

三 所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第131号)の一部改正(第3条関係)

返品調整引当金に関する経過措置について、所要の整備を行うこととする。(所得税法施行令等の一部を改正する政令附則第8条関係)

四 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和7年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)